

### 第3回 環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた研究会 ヒアリング事項

- ① 長村 政明 氏（東京海上ホールディングス株式会社 経営企画部 CSR 室長）  
金融安定理事会(FSB)気候関連財務ディスクロージャー タスクフォース(Task Force on Climate-related Financial Disclosures, TCFD)メンバーの視点から、「気候変動関連の財務情報開示」に関する最終報告書案についてお尋ねします。

Q1. 最終報告書案の検討の背景を教えてください。(なぜ開示を求めるのかなど)

Q2. 最終報告書案のうち情報開示に関する主な内容を教えてください。(情報開示の重要性など)

Q3. 今後予定されている最終報告書公表に伴い想定される影響について教えてください。(制度化の有無、企業に求められる対応など)

- ② 富田 秀実 氏（ロイドレジスタージャパン株式会社）  
GRI 国際サステナビリティ標準化ボード(GSSB)メンバーの視点から、GRI についてお尋ねします。

Q1. GRI をガイドラインから Standards にした理由を教えてください。

Q2. GRI の普及戦略を教えてください。(例、他のイニシアチブとの差別化) また、欧州やいくつかの証券取引所では、開示の制度が進展していますが、そうした動きをどのようにお考えですか？

Q3. サプライチェーンに関する情報開示における企業側への配慮について教えてください。

以上

平成 28 年度環境報告ガイドライン及び  
環境会計ガイドライン改定に向けた  
調査・研究業務報告書（案）

< 骨子案メモ >

【第 3 回研究会】

本日も議論いただきたい事項

- | 報告書の全体構成
- | 項目の過不足
- | 報告書の記載内容（例、各論点）とこれまでの議論の内容との整合

## 目次

1.	研究会提言（結論の要約）	4
2.	骨子案（詳細）	7
3.	業務の背景	8
4.	業務の目的	8
5.	業務の基本方針および進め方	9
6.	各論点の基本的視点	10
6.1	ガイドライン改定の前提	12
6.2	ガイドライン改定にあたって考慮すべき事項	15
6.3	事業者による環境情報開示の前提	22
6.4	事業者による環境情報開示の内容	25
6.5	ガイドラインの普及促進	29
7.	ヒートマップ（論点の重み付け）	30
付録 A.	文献調査結果	31
A.1	国際的な基準・ガイドライン等の動向	31
A.2	非財務報告の制度化に関する動向（欧州）	33
付録 B.	ヒアリング調査結果	34
B.1	ヒアリング対象	34
B.2	ヒアリング要旨	35
付録 C.	研究会資料	38
C.1	第1回研究会	38

C.2	第2回研究会 .....	38
C.3	第3回研究会 .....	38
C.4	第4回研究会 .....	38

未定稿検査済

## 1. 研究会提言（結論の要約）

### 1.1 ガイドライン改定骨子（案）

#### 1) 状況分析（国内外の動向）

- 近年の国際的な傾向としては、個別の重要課題を指向している（網羅的に捉えるニーズは比較的高くない）
- 国内においても大手年金基金が ESG 投資に注目するなど非財務情報の重要性への認識が高まりつつある

#### 2) 改定のスタンス（基本コンセプト）

- 環境報告ガイドライン（2012年版）は主に事業者の「環境配慮経営の実態を開示するうえで欠かせない情報要素」を示していたが、改定にあたっては近年ステークホルダー（特に中長期視点の投資家）の関心が高まっているリスク情報（例、気候変動リスク）に焦点を当てる
- 環境会計ガイドライン 2005年版について、従来のように環境会計という独立した項目で報告するのではなく、近年ステークホルダー（特に中長期視点の投資家）の関心が高まっているコストデータを関連する環境課題（リスク情報）に即して報告するようにし、環境報告ガイドラインへ整理・統合する

## 1.2 重要な論点

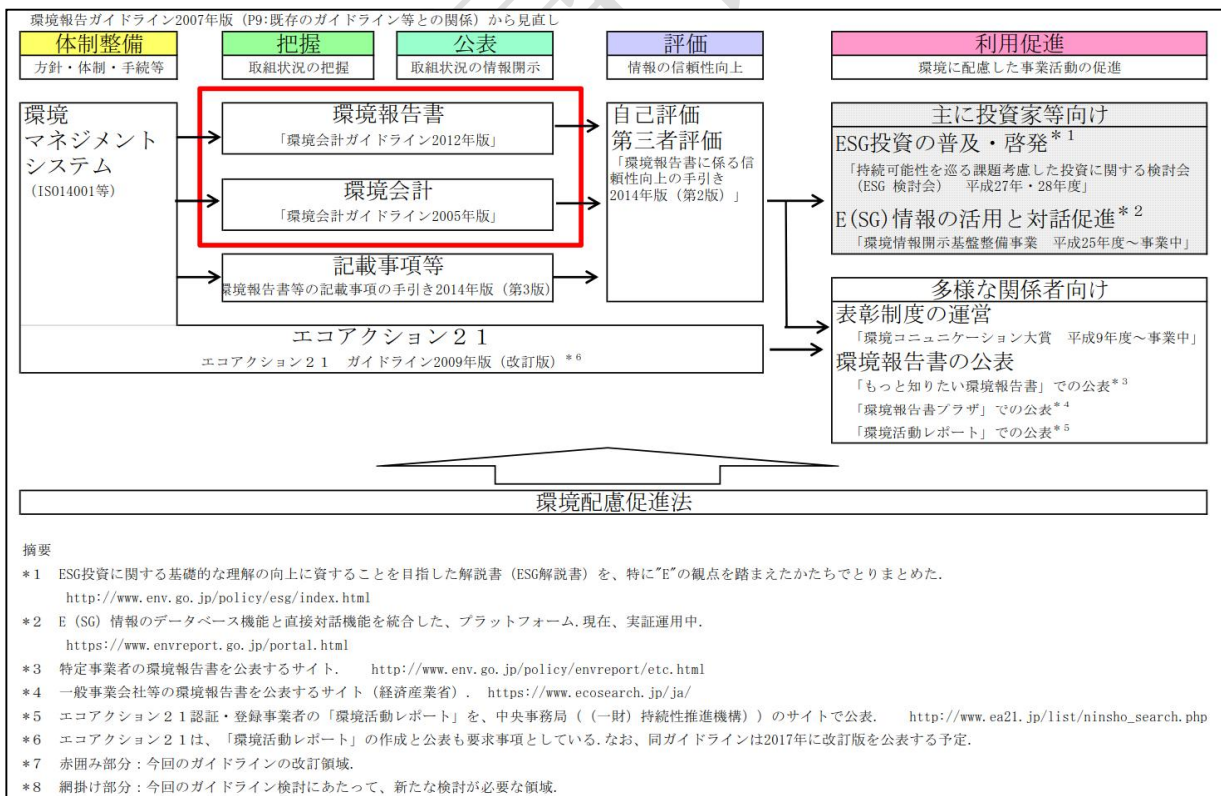
### 1) 主たる想定利用者

- 開示側（事業者）は独自の情報開示を推し進める先進企業だけでなく幅広い企業にとって利用しやすいものにする事とする。
- 開示情報の利用者は従来と同じくマルチステークホルダー。但し、ESG 投資情報としての期待が大きくなっていることには特段の配慮をする。
- 改定に当たっては、これまで以上に開示情報の利用者を重視する。

### 2) ESG 枠組みから考えた環境報告

- 我が国全体での ESG 報告枠組みを考えていく。

### 環境省他施策との関係（イメージ）



### 3) リスク視点からの情報開示

- 開示情報の利用者（特に中長期視点の投資家）の情報ニーズを踏まえ、ガイドラインの改訂にあたってはリスク視点からなされるようにする。
- 事業者の負担を考慮して標準的な開示項目を絞り込む。その際には、リスク視点から必要な情報が凝縮されるように配慮する。

### 4) 普及促進策

- 事業者の負担を軽減するばかりでは、これまで以上の環境情報開示の広がりを期待しにくいことから、量的拡大、質的向上につながるような事業者のインセンティブ（評価制度等）を検討していく。

## 2. 骨子案（詳細）

新ガイドラインの目次案（現行目次との対比表形式を想定）

未定稿検査部中



### 3. 業務の背景

持続可能な社会の形成が人類共通の課題となっているなか、事業者が提供する環境情報（環境報告書、CSR レポート、統合報告書等）は、事業者とステークホルダーの相互理解と建設的な対話を促すための重要な役割を担っている。

環境情報の作成及び公表の際に、我が国で広く活用されるガイドラインとして「環境報告ガイドライン」及び「環境会計ガイドライン」が存在するが、両ガイドラインとも公表から相当期間が経過しており、環境情報に求められる今後のニーズに鑑みると、陳腐化しつつあると言わざるを得ない。

また海外を中心に、環境等の情報を含んだ非財務開示基準やフレームワーク等が多数公表されているが、作成主体、利用客体、開示の粒度や難易度、言語の問題や準拠する際の困難性が千差万別であるため、多くの事業者や国民に利用されることを想定して策定されてきた両ガイドラインが果たすべき役割は依然として大きい。

こうした状況下で、全ての事業者と国民が安心・信頼して利用できる開示基準として、両ガイドラインを改定し、我が国事業者の環境情報の量と質の底上げを図ることで、環境情報の利用を促し、もって環境に取り組む事業者が社会から適正に評価される仕組みを構築することが必要である。

### 4. 業務の目的

両ガイドラインが抱える論点は多岐に渡っており、改定に先立ち予め論点の網羅的な洗い出しと重み付けを行い、その解決の方向性を明らかにしておくことが必要不可欠である。

そこで本業務に係る調査研究を行い、改定作業を効果的かつ効率的に進めるための有用な参考情報とすることを目的としている。

## 5. 業務の基本方針および進め方

本業務においては、①両ガイドライン改定時の論点を洗い出し、②洗い出した各論点を重み付けし、③重み付けの結果をヒートマップにまとめた。また、前述の①と②の参考とすべく④文献調査や⑤ヒアリング調査を実施した。

なお、上記①の論点の洗い出しにおいては、現状と課題を認識した上で、考えられる対応の方向性を導出することを方針とした（ページ10「6 各論点の基本的視点」を参照のこと）。上記②と③の各論点の重み付けおよびヒートマップの作成においては、複数の視点から定量的・視覚的に評価することで課題の優先順位をできるだけ客観的に明らかにすることを方針とした（ページ30「7 ヒートマップ（論点の重み付け）」を参照のこと）。上記④の文献調査においては、海外のガイドライン等を参考にし、グローバルの動向を踏まえることでグローバルスタンダードからみたギャップを論点候補とし、各論点の現状と課題の認識、対応の方向性、論点の重み付けの議論を国際的な潮流に沿ったものとするを方針とした（ページ31「付録A 文献調査結果」を参照のこと）。上記⑤のヒアリング調査においては、できるだけ広く事業者や投資家、有識者の意見を集めることを方針とした（ページ34「付録B ヒアリング調査結果」を参照のこと）。

## 6. 各論点の基本的視点

ガイドライン改定における各論点の検討に当たっては、次のような視点に立つて行うことが適当である。

視点	論点
6.1 ガイドライン改定の前提	1) 改定の目的 2) ガイドラインの想定利用者
6.2 ガイドライン改定にあたって考慮すべき事項	3) ESG 報告全体の枠組み 4) 国際的な基準・ガイドライン等 5) リスクに着目した情報開示 6) 業種別 KPI 7) ガイドラインの利用しやすさへの配慮
6.3 事業者による環境情報開示の前提	8) バウンダリ 9) 環境情報の信頼性
6.4 事業者による環境情報開示の内容	10) 気候変動に関する長期ビジョン 11) 環境会計
6.5 ガイドラインの普及促進	12) 環境情報開示の促進策

以降、論点毎に「現状と課題」でグローバルや我が国における状況と課題認識を示し、「対応の方向性」でガイドライン改定における対応の方向性を示す。

<p>基本的視点</p>	<p>6.1 ガイドライン改定の前提</p>
<p>論点タイトル</p>	<p>1) 改定の目的</p>
<p>グローバルや我が国における状況と課題認識を示す</p>	<p><b>現状と課題</b></p> <p>近年の国際的な傾向としては、個別の重要課題を指向している（網羅的に捉えるニーズは比較的高くない）。</p> <p>国内においても大手年金基金が ESG 投資に注目するなど非財務情報の重要性への認識が高まりつつある。</p>
<p>ガイドライン改定における対応の方向性を示す</p>	<p><b>対応の方向性</b></p> <p>改定の目的を、報告する事業者の視点のみならず、これまで以上に開示情報の利用者の視点からガイドラインの有用性をより高めることが望まれる。そうすることによって、マーケットの中で利用される場合に、利用者にとっても報告内容の信頼性がより高まるような環境情報開示が進むことが期待できる。</p> <p>環境報告ガイドライン（2012年版）は主に事業者の「環境配慮経営の実態を開示するうえで欠かせない情報要素」を示していたが、改定にあたっては近年ステークホルダー（特に中長期視点の投資家）の関心が高まっているリスク情報（例、気候変動リスク）に焦点を当てる。</p> <p>環境会計ガイドライン 2005年版について、従来のように環境会計という独立した項目で報告するのではなく、近年ステークホルダー（特に中長期視点の投資家）の関心が高まっているコストデータを関連する環境課題（リスク情報）に即して報告するようにし、発展的に解消する。</p>

## 6.1 ガイドライン改定の前提

### 1) 改定の目的

#### 現状と課題

近年の国際的な傾向としては、個別の重要課題を指向している（網羅的に捉えるニーズは比較的高くない）。

国内においても大手年金基金が ESG 投資に注目するなど非財務情報の重要性への認識が高まりつつある。

#### 対応の方向性

改定の目的を、報告する事業者の視点のみならず、これまで以上に開示情報の利用者の視点からガイドラインの有用性をより高めることが考えられる。そうすることによって、マーケットの中で利用される場合に、利用者にとっても報告内容の信頼性がより高まるような環境情報開示が進むことが期待できる。

環境報告ガイドライン（2012年版）は主に事業者の「環境配慮経営の実態を開示するうえで欠かせない情報要素」を示していたが、改定にあたっては近年ステークホルダー（特に中長期視点の投資家）の関心が高まっているリスク情報（例、気候変動リスク）に焦点を当てる。

環境会計ガイドライン 2005年版について、従来のように環境会計という独立した項目で報告するのではなく、近年ステークホルダー（特に中長期視点の投資家）の関心が高まっているコストデータを関連する環境課題（リスク情報）に即して報告するようにし、発展的に解消する。

---

## 2) ガイドラインの想定利用者

---

### 現状と課題

従来、ガイドラインは主に情報開示側（事業者）の視点に立っており、開示情報の利用者側の視点が不足していた。

#### 【情報開示側（事業者）】

先進企業では、国際的な基準・ガイドライン等を踏まえた上で、独自の工夫を凝らした情報開示を推し進めている。また、非上場企業、特に中小企業では、主にエコアクション 21 を利用することが想定される。我が国の上場企業（数千社の規模）の多くは、その中間の層にあたる。この層は不十分な環境等の情報の公表している、あるいは公表を行っていない状況にある。

#### 【開示情報の利用者側】

世界規模で広がる環境課題は事業者のビジネスに大きな影響を及ぼす。我が国においても中長期視点の投資家が適切に受託者責任を果たすためには、投資対象の事業者の財務報告のみならず環境報告を投資の意思決定プロセスに統合する動き<sup>\*1</sup>がある。このため、投資判断に有用な事業者の環境報告に対する期待が高まっている。

---

### 対応の方向性

開示情報の利用者側の視点をより重視して改定することが考えられる。

#### 【情報開示側（事業者）】

ガイドラインの改定にあたっては独自の情報開示を推し進める先進企業だけでなく幅広い企業にとって利用しやすいものにすることが考えられる。

すなわち、エコアクション 21 ガイドラインによる環境経営レポートよりは、多くの情報開示を社会から期待される一方で、GRI 基準<sup>\*2</sup>等の国際

基準にそのまま準拠することはやや困難である。ないしはそれに準ずる規模の企業とすることが考えられる。

#### 【開示情報の利用者側】

情報を開示する側（事業者）のみならず、開示情報の利用者（ステークホルダー）の視点を検討することが求められるため、および幅広いステークホルダーの中でも特にどのようなステークホルダーに配慮するかの検討が考えられる。

利用者として、幅広のステークホルダーを想定するが、非財務情報の性格、その取組状況の長期性に鑑みて、特にどのようなステークホルダーに配慮するかの検討が考えられる。特に「中長期視点の投資家」に焦点を当てることとする。

※1 日本版スチュワードシップ・コード

<http://www.fsa.go.jp/news/25/singi/20140227-2/04.pdf>

※2 GRI Sustainability Reporting Standards（2016年10月公表）

## 6.2 ガイドライン改定にあたって考慮すべき事項

### 3) ESG 報告全体の枠組み

#### 現状と課題

世界規模で広がる環境課題は貧困などの社会的な課題とも密接にかかわっている。これらの課題の解決には企業の環境・社会・ガバナンスの取組を公表することが重要である。このため、ESG 報告の全体像から考えるべきである。

我が国の企業情報開示のフレームワークには法定の財務報告（EDINET を活用した有価証券報告書等）に加えて、ガバナンス報告では証券取引所に提出するコーポレート・ガバナンス報告書がある。環境報告の仕組みは環境情報開示基盤整備事業<sup>\*1</sup>がある。

現在我が国では独自の社会性報告のガイドラインは存在しない。

欧州では非財務開示に関する会計指令が改正<sup>\*2</sup>された。従来サステナビリティ報告ガイドラインを発行していた GRI<sup>\*3</sup>が基準<sup>\*4</sup>を公表した。GRI の基準は欧州のルールを色濃く反映している一方で、我が国で重視されるべき社会性報告の項目（例、障がい者雇用率等）は含まれていない。このため、社会性報告について、日本企業向けに報告ガイドラインを作る意義は高いと考えられる。

ESG 報告全体の枠組みの視点から、社会性報告に関するガイドラインが必要と考えられるが、それを他の機関に委ねることを想定した場合、環境報告ガイドラインにおける経済・社会に関する情報・指標の取り扱いが明確ではない。

#### 対応の方向性

複雑な環境課題の解決には環境・経済・社会の 3 つの側面に配慮することが必要であるため、我が国全体での ESG 報告枠組みを考えることが考えられる。



ただし、環境以外の側面に関する報告については、関係諸団体との協力やパートナーシップ等を別途検討することが考えられる。

なお、社会性報告のガイドラインを非政府セクターで策定し、かつ世界に先駆けてXBRLを採用すれば、環境報告、ガバナンス報告、財務報告を全てリンクさせることが可能となり、開示情報の利用者の利便性が高まると考えられる。

社会性報告ガイドラインそのものは民間等で策定することは容易である。しかし、策定しただけでは活用されない可能性があるため、我が国で広く利用されるための施策が必要である。社会性報告ガイドラインの策定・促進策を別途検討することが考えられる。

そうした場合、環境報告ガイドライン（2012年版）の「第7章「環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況」を表す情報・指標」の必要性は乏しい。

※1 環境情報開示基盤整備事業ポータルサイト

<https://www.envreport.go.jp/portal.html>

※2 大企業向け非財務情報および取締役会構成員の多様性の開示に関するEU会社法改正案（2014年4月欧州議会により承認）

※3 Global Reporting Initiative

※4 GRI Sustainability Reporting Standards（2016年10月公表）

---

#### 4) 国際的な基準・ガイドライン等

---

##### 現状と課題

我が国においては、いわゆる環境配慮促進法<sup>※1</sup>において特定事業者に対して環境報告書を作成し、毎年度公表することを求めており、大企業者に対して環境配慮等の状況の公表を行うように努めることを求めている。

欧州を中心に制度化<sup>※2</sup>への動きが進んでいる。

従来のガイドラインにあるように網羅的な環境報告ではマルチステークホルダーのニーズに対応できなくなりつつある。

---

##### 対応の方向性

ガイドライン改定にあたっては国際的な動向を踏まえてガイドラインで準拠を求めている項目については情報開示してもらうことが考えられる。

※1 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（2005年4月施行）

※2 非財務開示に関する会計指令が改正された。従来サステナビリティ報告ガイドラインを発行していたGRI（Global Reporting Initiative）が報告基準（GRI Sustainability Reporting Standards）を公表した（2016年10月公表）。

---

## 5) リスクに着目した情報開示

---

### 現状と課題

環境報告ガイドライン（2012年版）は主に事業者の「環境配慮経営の実態を開示するうえで欠かせない情報要素」を示していた。

人口増加や経済成長に伴って、今後ますます、エネルギーや枯渇性資源の制約に関するリスクが高まると予想される。このため、近年、リスク情報（例、気候変動リスク）に対してステークホルダー（特に中長期視点の投資家）の関心が高まっている。

---

### 対応の方向性

リスクに着目し、バリューチェーンにおける重要性を考慮し、個別課題（マテリアルイシュー）毎に開示することが考えられる。

開示情報の利用者は従来と同様に幅広いステークホルダーを想定しているが、ESG投資情報としての期待が大きくなっていることに特段の配慮をしつつ、標準開示項目を絞り込むことが考えられる。

環境情報開示に社内リソース(人員、予算等)を十分に割くことができない事業者が準拠しやすいように、ガイドラインの標準開示項目を絞り込むことが考えられる。

また、標準的な開示項目を絞る場合には、ステークホルダーの視点から、特に中長期視点の投資家向けの項目に配慮すべきである。

ガイドラインの開示項目を少なくするという趣旨ではなく、全ての事業者に共通して重要と考えられる事項に着目して、必要な説明・解説の在り方を検討し、より使いやすく理解しやすい構造・体系を検討する。

現行ガイドラインにはないが、将来的に重要となることが想定される個別開示項目を検討することが考えられる。

上記に限らず、情報開示側（事業者）に対して自社の業種業態に鑑み重要な個別課題に関する項目を開示するように求めることが考えられる。

- ※1 生物多様性リスクへのステークホルダーの興味関心が高まりつつある。生物多様性リスクは、主にバリューチェーンの最上流で想定される。しかしながら、生物多様性リスクについて、我が国の事業者が実務的に取引先を遡ることは難しく、サプライチェーンの最上流においてどのような採取が行われているのかの実態をあまり認識できていないケースが多い。このため、生物多様性に関する情報開示は進んでいない。
- ※2 マテリアルバランスは、環境負荷を網羅的に捉える特徴がある。近年の国際的な傾向としては、個別の重要課題を指向しており、網羅的に捉えるニーズは比較的高くない。事業者の負担感を念頭に置いた場合、環境項目が網羅的であるマテリアルバランスは、開示項目を絞り込む思想と異なる。マテリアルバランスそのものをガイドライン本体に入れると網羅的に環境項目を報告するようなことになってしまうため、マテリアルバランスを付録にし、マテリアルバランスは標準的な環境項目とせずしないことが考えられる。その際、例えば、鉱物資源について今後ステークホルダーの見方が厳しくなることが予想されるため、資源投入量とリサイクル状況の開示を求めることが考えられる。

---

## 6) 業種別 KPI

---

### 現状と課題

業種業態によって、環境課題の認識は異なる。そのため、業種固有の課題認識とリスク評価のため、業種別の KPI（主要実績指標）のニーズがある。

国際的には GRI の基準や SASB（Sustainability Accounting Standards Board）の基準のように業種別に開示項目を策定している基準・ガイドライン等がある。

一方で、事業者のグローバル化・コングロマリット化や技術の進展によって従来の業種の枠組みを超える事業者も少なくない。また、ビジネス環境の激変に伴い、ビジネスモデルの転換に迫られる事業者も少なくない。

---

### 対応の方向性

業種別 KPI は必要ではあるが、どのように設定するかについてよく検討する必要がある。このため次年度以降に検討することが考えられる。

今回の改定で業種別 KPI は取り扱わず、今後の検討課題とする。

---

## 7) ガイドラインの利用しやすさへの配慮

---

### 現状と課題

「環境報告ガイドライン（2012年版）」では、環境報告の一般原則を、国際的な検討及びフレームワークを参考に見直したが、その後、さらに国際的な基準・ガイドライン等がいくつか発表されている。

---

### 対応の方向性

ガイドラインの読みやすさのため、ガイドラインの構成、記載例の充実等の配慮をすることが考えられる。なお、装丁そのものは本研究会の対象ではない。

GRIの基準等の国際的な基準・ガイドライン等を考慮し、一般原則の整理を検討することが考えられる。その際、一般原則の網羅性を追求するよりも、より簡潔な表記に書き換えることに重点を置くべきである。基本指針を情報開示側（事業者）が理解しやすいように表現を再構成することが考えられる。

## 6.3 事業者による環境情報開示の前提

### 8) バウンダリ

#### 現状と課題

バウンダリ（環境報告の対象組織の範囲）は、例えば、温室効果ガス排出量はスコープ 3 に象徴されるようにサプライチェーン全体を含むように拡大していくことが想定される。この他、バウンダリにサプライチェーンを含めることが期待されているのは、水資源（バーチャルウォーター<sup>※</sup> 1）、生物多様性（原材料調達の最上流に影響がある）である。

しかし、我が国企業が公表する環境情報は、国内会社のみや主要事業所のみといった開示する企業側の都合によって設定されることが多く、情報を利用する側との間で期待ギャップが生じている。他方、財務情報のバウンダリ（＝連結）の範囲をも超える情報の収集は、相応の情報収集体制の構築を開示する側の企業に要求することになる。

なお、サプライチェーンの最上流について、日本企業は伝統的に原材料を商社から調達しており、採取の状況をあまり気にかけずとも済んできた経緯があるため採取の状況に若干疎い傾向がある。原材料の採取の情報を今後どのように書いていくのか検討すべきである。

事業者に対する ESG リスク評価結果はその企業価値を因る上で重要な情報となる。国際的には、バリューチェーンを対象としたリスク評価が求められつつある。

近い将来、我が国においてもサプライチェーンを含めてリスク評価が進むと想定される。リスク評価の手法および情報開示の利用のされ方が分かりづらい。

#### 対応の方向性

環境報告のバウンダリは、従来どおり企業集団を原則としつつ、開示項目によってサプライチェーン（例、温室効果ガス排出量、水資源、生物多様性（最上流のみ））を含めたものとすることが考えられる。

情報開示が企業集団ではない事業者がバウンダリを企業集団に拡張する場合の実務上の課題を整理し、事業者の負担を緩和するための措置、およびバウンダリを企業集団に広げることを促進するための方策を別途検討することが考えられる。

リスク情報のバウンダリをバリューチェーン全体に拡張を図る場合の実務上の課題を整理し、情報開示がバリューチェーン全体ではない事業者への措置、およびバウンダリをバリューチェーン全体に広げるための方策を検討することが考えられる。

ガイドラインの改訂において、ESG リスクに関する情報開示を促すための配慮をすべきである。

また、リスク評価の考え方やプロセスをガイドラインの標準開示項目に記載することが考えられる。

※1 バーチャルウォーターとは、食料を輸入している国(消費国)において、もしその輸入食料を生産するとしたら、どの程度の水が必要かを推定したものであり、ロンドン大学東洋アフリカ学科名誉教授のアンソニー・アラン氏がはじめて紹介した概念



---

## 9) 環境情報の信頼性

---

### 現状と課題

海外では、法律や証券取引所規則によって、環境情報の制度的な開示が求められていることがある。

我が国では任意の情報開示であるため、過年度の情報も事業者の任意で修正されることがある。

このような内外格差を踏まえて情報の信頼性を向上させる必要がある。

---

### 対応の方向性

環境情報の信頼性確保の在り方を検討する（例、開示プロセス、内部統制、第三者審査など）ことが考えられる。

## 6.4 事業者による環境情報開示の内容

### 10) 気候変動に関する長期ビジョン

#### 現状と課題

気候変動に関する長期ビジョンに基づく目標は不確実性が大きい。我が国の事業者においては「目標」とは達成すべき義務と捉える傾向があるため、長期目標およびその達成に向けたイノベーションへの取組の開示が進んでいない。

従来から、環境目標がその企業の本業のリスク・機会に照らしてどう導き出されたか理解するのが困難という指摘があった。とりわけ気候変動に関連する情報は、投資家側からリスク・機会として重視されており、中長期の目標が求められている。

しかし我が国の多くの企業の環境情報は、こうした視点が希薄であることが多く、利用者側（中長期視点の投資家）の満足度を低下させている。企業側もこうした課題は認識しつつあるが、既存の中期経営計画を超えた目標となることへの抵抗感や、他部署・役職者の理解不足等が重なり、社内で合意形成が取りづらいという課題がある。

#### 対応の方向性

長期の取組を要する気候変動について、長期目標を「ありたい姿」と捉え、その達成に向けた道筋、必要があればイノベーションへの取組を開示するように導くべきである。

中長期的な取組が想定される個別開示項目における長期ビジョンの取り扱いについて、ガイドライン内で具体的に示すことが考えられる。

その際、長期とはどの程度の期間かを検討する。

長期目標の参考として、国際社会の合意形成がなされている目標について、ガイドラインに例示することが考えられる。

目指すべき方向(ゴール) と達成すべきターゲットとの区別を明確にする。その上で、長期目標の達成を目指しつつ、途中のプロセスを点検していく方法が考えられる。

長期目標の道筋としてのターゲットないし中間目標は事業者の経営計画(3~5年)に含まれることとする。

なお、将来は、気候変動情報に加えて、水、生物多様性、資源循環についても在り方を検討することが考えられる。

未定稿(検閲済)

---

## 11) 環境会計

---

### 現状と課題

現行の環境会計ガイドラインは、財務データとして「環境保全コスト」「環境保全対策に伴う経済効果」、環境データとして「環境保全効果」の3つを集計・開示することを定めている。

#### ü 環境保全コスト

組織全体の総額で開示されており、どの環境対策に資金を投じたかが把握できない。また、投資額と費用計上額を合算して開示しており、財務の会計基準では投資額と費用額が厳格に区分されていることとの不整合も生じている。

#### ü 環境保全対策に伴う経済効果

見積要素を多分に含んでいるにも関わらず、見積の算定手法が明示されていないため、恣意性が極めて強く、全面的に導入している企業はまれである。

#### ü 環境保全効果

組織全体の取組成果は把握できているが、どの環境対策から得られた効果なのかを把握することはできず、対策の有用性評価につながっていない。

こうした背景より、ここ数年の導入企業数は伸び悩んでいる。

---

### 対応の方向性

現行の環境会計ガイドラインの利用状況や、国際的な開示基準やガイドライン等が求める会計情報との調和を図る観点から、同ガイドラインは、環境報告ガイドラインへ整理・統合することが考えられる。

この場合、「環境保全コスト」は環境対策別に開示し、環境保全コストも投資額と費用額を区分することが考えられる。

また近年、統合報告フレームワークの浸透を背景に、自然資本会計といった新たな「環境会計」も提唱されている。自然資本会計は実務の収れんが途上の段階にあり、確立された手法とは言い難い状況にあること、また企業が取り扱うミクロの会計情報に馴染まないことより今回の改定では取り上げないことも考えられる。

未定稿検査部

## 6.5 ガイドラインの普及促進

### 12) 環境情報開示の促進策

#### 現状と課題

ガイドラインの想定利用者のうち情報開示側（事業者）について、これまで環境情報開示に積極的ではなかった事業者を主に含むことから、社会的に環境情報を推進する仕組みがなければ、ガイドラインの改定のみでは環境法開示を促進することは難しい。

#### 対応の方向性

ガイドラインが広く使われるようになるため、事業者がガイドラインを使うインセンティブ（例、ガイドラインへの準拠性などに関する評価制度）があることが考えられる。

#### 促進策の例)

- ü 表彰制度（環境コミュニケーション大賞）の活用
- ü 情報開示基盤への参加
- ü E（SG）インデックス投資の促進
- ü 他省庁や証券取引所との連携

## 7. ヒートマップ（論点の重み付け）

資料 3-2 ヒートマップ（事務局案）

資料 3-3 ヒートマップのスコアリング表（事務局案）

未定稿検査部

## 付録A. 文献調査結果

### A.1 国際的な基準・ガイドライン等の動向

ガイドライン等	概要	作成主体	利用客体
①GRI 基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象項目はサステナビリティ</li> <li>従来はガイドラインだったが 2016 年 10 月に基準を公表。</li> <li>報告の有用性を高めるために、組織とステークホルダーにとって重要なトピックに重点を置くマテリアリティの考え方を強調している。</li> <li>マルチステークホルダーを対象にした報告を目指しているといわれる。</li> <li>大企業向け非財務情報および取締役会構成員の多様性の開示に関する EU 会社法改正案（2014 年 4 月欧州議会により承認）の受け皿たる報告基準として期待されている。</li> </ul>	非営利団体	企業
②ISO26000	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象項目はサステナビリティ</li> <li>2010 年に国際標準化機構により正式発効された社会的責任に関する手引を提供する国際規格。</li> <li>認証取得を目的としていない。</li> <li>政府、企業、労働、消費者、NGO、その他有識者の代表が参加して策定</li> <li>社会的責任の中核主題として 7 つの項目（組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティへの参画及びコミュニティの発展）を挙げている。</li> </ul>	国際標準化機構	企業に限らずあらゆる組織
③IIRC 国際統合報告フレームワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象項目は非財務情報</li> <li>2013 年末に公表</li> <li>財務情報とサステナビリティ情報のような企業の将来予測に資する非財務情報を統合した統合報告書を提唱したフレームワーク</li> <li>統合報告書とは、組織の外部環境を背景として、組織の戦略、ガバナンス、実績及び見通しが、どのように短、中、長期の価値創造につながるかについての簡潔なコミュニケーションである、と定義</li> <li>報告書の利用者として主としてメインストリーム投資家を想定</li> </ul>	The International Integrated Reporting Council (IIRC)	企業



④CDSB 開示フレームワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Advancing and aligning disclosure of climate change related information in mainstream reports (2012 年公表、気候変動情報を対象)</li> <li>・ Environmental information &amp; natural capital (2015 年公表、環境情報を対象)</li> <li>・ 制度開示書類における環境情報開示を促進</li> </ul>	コンソーシアム	企業
⑤SASB 開示基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象項目はサステナビリティ</li> <li>・ 米国の規則に基づく財務報告書類への開示を対象とする</li> <li>・ 11 のセクター、80 を超えるインダストリごとに関連の強い持続可能性問題を抽出して開示基準を作成</li> </ul>	Sustainability Accounting Standards Board (SASB)	企業
⑥TCFD	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象項目は気候変動リスク</li> <li>・ 気候変動関連の財務情報開示ルールを現在検討中</li> <li>・ 最終報告書は 2017 年以内に正式発表の予定</li> </ul>	金融安定理事会 (FSB) 気候変動関連の財務情報開示に関するタスクフォース (TCFD)	企業
⑦King IV	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2016 年 11 月 1 日に南アフリカ 2016 のコーポレート・ガバナンスに関する第 4 回国別報告書 (King IV) を発行</li> <li>・ 2017 年 4 月 1 日以降に開始する財務年度に対して適用</li> </ul>	キング委員会	企業 (南アフリカ)

## A.2非財務報告の制度化に関する動向（欧州）

未定稿検査済

## 付録B. ヒアリング調査結果

### B.1 ヒアリング対象

ヒアリングにおいては、できるだけ広く有識者や企業の意見を集めることを方針とし、環境報告ガイドラインや環境会計ガイドラインを活用している事業者、企業の ESG 情報を活用している中長期視点の投資家、我が国の環境会計に関する有識者、国際的な基準・ガイドライン等に精通している有識者をヒアリング対象とした（下表のとおり）。

住友林業株式会社 飯塚優子氏、株式会社大和総研 河口真理子氏は第 2 回研究会でヒアリングを実施した。ロイドレジスター クオリティアシュアランス リミテッド (LRQA) 富田秀実氏、東京海上ホールディングス 経営企画部 CSR 室長 長村政明氏は第 3 回研究会でヒアリングを実施した。

事業者	飯塚優子氏 <sup>※2</sup> (住友林業株式会社)
	金融業 CSR 部門
	その他製造業 CSR・環境部門
	陸運業 CSR・広報部門
投資関連	河口真理子氏 <sup>※2</sup> (株式会社大和総研)
	(予定) 情報ベンダー <sup>※4</sup>
環境会計	国立大学
GRI 技術諮問委員 経験者	富田秀実氏 <sup>※3</sup> (ロイドレジスター クオリティアシュアランス リミテッド)
TCFD <sup>※1</sup> メンバー	長村政明氏 <sup>※3</sup> (東京海上ホールディングス 経営企画部 CSR 室長)

※1 TCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosures)

金融安定理事会 気候変動関連の財務情報開示に関するタスクフォース

※2 第 2 回研究会にてヒアリング実施

※3 第 3 回研究会にてヒアリング実施

※4 第 4 回研究会にてヒアリング実施 (予定)

## B.2ヒアリング要旨

ヒアリングの結果、以下の論点に関する意見があった。

### ü 論点 3) ESG 報告全体の枠組み

- 当社のステークホルダーにおける社会性情報に対する関心は今後高まっていくと見込んでいる。
- 中長期視点の投資家について、企業の ESG 情報を読み解くリテラシーが高いとは限らない。このため、投資家についても ESG 投資のリテラシーを上げるための教育が必要ではないか。

### ü 論点 4) 国際的な基準・ガイドライン等

- グローバルに対して、我が国の言い方をぶつけていくことが重要（例、生物多様性に対する「里山」の概念）。
- SDGs の枠組みで気候変動を捉えることが重要と考える。なお、SDGs のコンセプトは「誰も取り残さない」ことにある。企業も目標達成のしやすいところのみ対応するべきではない。
- GRI Standards は項目が多く理解が難しい部分がある。
- グローバル事業に積極的ではなく、当社の安定株主も国内投資家が中心のため、国際的な基準・ガイドライン等への関心は高くない。

### ü 論点 5) リスクに着目した情報開示

- 国際的なイニシアチブ（PRI、CDP 等）は個別イシュー指向。

### ü 論点 7) ガイドラインの利用しやすさへの配慮

- 本来であれば ESG 情報開示により経営者のより良い経営判断を促すツールとしてあるべきだが、実態としては多くのツールに振り回されている。

- 解釈がまちまちになるもの（法律、ガイドラインが要請する文言はシンプルであっても、受け取り方が多様になるもの）は困る。事例があると分かりやすく助かる。
- 事業としてどのようなリスクと機会があるか事業と関連付けてガイドラインに記載例があると事業者は分かりやすい。
- 利用者の裾野を広げるのは大事だと思うが、開示すべき項目はガイドラインできちんと示す必要がある。
- 開示情報にストーリー性を求める等の統合的なアプローチがあれば、事業者は環境部門だけではなく IR 部門も巻き込みやすくなる。
- ガイドラインのタイトルにもあるように「環境報告」を全面に出されると、法定開示ではないため、環境部門だけでやることになる懸念がある。

#### ü 論点 8) バウンダリ

- 現在は国内事業が主力ではあるものの、今後海外展開も視野に入れているため、現在重要性が低い海外拠点も含めてグローバルベースで数値を取ることが経営と方向性が合致している。
- 事業者の情報開示において、実務的には人的資源の制約が大きい。

#### ü 論点 10) 気候変動に関する長期ビジョン

- 事業者には長期ビジョンの目標を目指すべき方向性ではなく達成義務があると考えられる傾向があり、したがって社内で合意形成できず公表できない。

#### ü 論点 11) 環境会計

- 環境会計に取り組む動機は一部の国内の外部評価。
- 継続性を考えると、環境会計の取組をやめることに躊躇はある。
- 計上の仕方でおれる指標であるため、同じ基準で計上している訳ではない他社と比較してほしくない（例、温暖化防止コスト）。
- 事業者が戦略ツールとして生かせない。

- 財務データで規模感がわかるから企業側は出したくない傾向にあるが、投資家としては参考にしたい情報。
- ガイドラインの検討の中でアクティビティ（最低限だしてほしいテーマ）を特定してほしいという企業側の意見もあるが、それはあくまでも企業が判断すべき。

ü 論点 12) 環境情報開示の促進策

- いま現在の事業者における ESG 情報開示のインセンティブは、本来的ではないと考えるが、外部評価結果（順位付け）の公表が挙げられる
- 従来から環境情報開示にあまり積極的ではない層を想定利用者とした場合、従来型の施策では普及は難しいと予想できる。想定利用者のインセンティブを検討すべきである。
- 現実的ではないがもし法規制の義務化等の外圧があれば企業は動くかもしれない。しかしその場合でも、形式を整えることに終始し、本質的な企業価値向上の議論のドライブになるかは疑問。

付録C. 研究会資料

C.1 第 1 回研究会

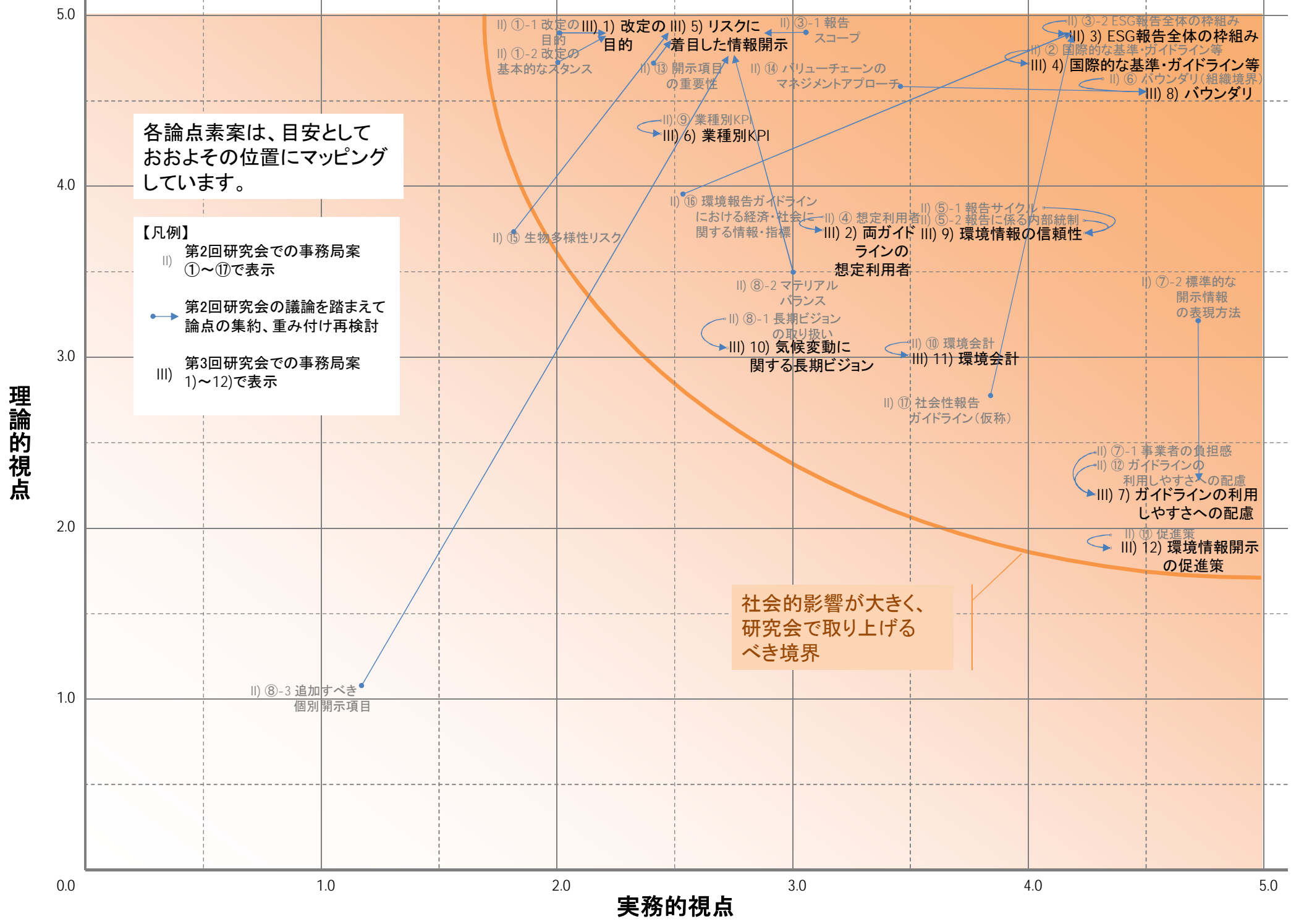
C.2 第 2 回研究会

C.3 第 3 回研究会

C.4 第 4 回研究会

未定稿使用

# ヒートマップ(事務局案)





論点素案 (資料3より)		横軸:実務的視点				縦軸:理論的視点			
		事業者の負担感	未来性・先進性	インセンティブ・普及タイプ	一般原則	国際基準・ガイドラインとの関係性	(報告対象項目・対象範囲) 準拠性		
重み付け(加重平均)		100%	33%	33%	33%	100%	33%	33%	33%
6.1 ガイドライン改定の前提	1) 改定の目的	2.3	1	5	1	5.0	5	5	5
	2) 両ガイドラインの想定利用者	3.3	4	2	4	3.7	3	3	5
6.2 ガイドライン改定にあたって考慮すべき事項	3) ESG報告全体の枠組み	5.0	5	5	5	5.0	5	5	5
	4) 国際的な基準・ガイドライン等	5.0	5	5	5	5.0	5	5	5
	5) リスクに着目した情報開示	2.7	4	2	2	5.0	5	5	5
	6) 業種別KPI	2.7	4	2	2	4.3	5	3	5
	7) ガイドラインの利用しやすさへの配慮	5.0	5	5	5	2.0	2	2	2
6.3 事業者による環境情報開示の前提	8) バウンダリ	5.0	5	5	5	5.0	5	5	5
	9) 環境情報の信頼性	3.7	3	3	5	3.7	3	5	3
6.4 事業者による環境情報開示の内容	10) 気候変動に関する長期ビジョン	3.0	3	3	3	3.0	3	3	3
	11) 環境会計	3.7	5	3	3	3.0	3	3	3
6.5 ガイドラインの普及促進	12) 環境情報開示の促進策	5.0	5	5	5	2.0	2	2	2

評価点	凡例
5	必ず検討すべき
4	特に検討すべき
3	検討すべき
2	可能な限り検討すべき
1	検討が望ましい
0	特に検討しないでよい

一般原則	
原則1	目的適合性
原則2	表現の忠実性
原則3	比較可能性
原則4	理解容易性
原則5	検証可能性
原則6	適時性

環境報告ガイドライン(2012年版)目次	論点素案
(構造・体系)	7) ガイドラインの利用しやすさへの配慮
(業種別開示項目)	6) 業種別KPI
(ガイドラインの普及促進)	12) 環境情報開示の促進策
はじめに	1
序章	2 4) 国際的な基準・ガイドライン等
1. 環境報告の位置付け	2 3) ESG報告全体の枠組み
2. 環境報告ガイドラインの改訂にあたって	3 1) 改定の目的
(1) 環境報告の現状・課題について	3 //
(2) 本ガイドラインの対象について	4 2) 両ガイドラインの想定利用者
(3) 2007年版の改訂ポイントについて	4
(4) 2012年版の改訂ポイントについて	5
3. これから環境報告を始める事業者の方へ	7
第一部 環境報告の考え方・基本指針	8
第1章 環境報告の考え方	9 5) リスクに着目した情報開示
1. 環境報告とは何か	9 //
(1) 環境報告の定義と環境報告ガイドライン	9 //
(2) 環境報告の基本的機能	10 //
2. 環境報告と環境配慮経営	12 //
(1) 環境報告と環境配慮経営	12 //
(2) 環境配慮経営の方向性	14 //
3. ステークホルダーと環境報告	16 2) 両ガイドラインの想定利用者
第2章 環境報告の基本指針	18 7) ガイドラインの利用しやすさへの配慮
1. 環境報告の一般原則	19 //
2. 環境報告の重要な視点	24 //
3. 環境報告を実施する上での基本事項	28 //
第3章 環境報告の記載枠組み	34 7) ガイドラインの利用しやすさへの配慮
第二部 環境報告の記載事項	40
第4章 環境報告の基本的事項	42
1. 報告にあたっての基本的要件	43
(1) 対象組織の範囲・対象期間	43 8) バウンダリ
(2) 対象範囲の捕捉率と対象期間の差異	44 //
(3) 報告方針	46
(4) 公表媒体の方針等	47
2. 経営責任者の緒言	49
3. 環境報告の概要	50
(1) 環境配慮経営等の概要	50
(2) KPIの時系列一覧	52
(3) 個別の環境課題に関する対応総括	54
4. マテリアルバランス	58 5) リスクに着目した情報開示
第5章 「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標	60 5) リスクに着目した情報開示
1. 環境配慮の方針、ビジョン及び事業戦略等	61
(1) 環境配慮の方針	61
(2) 重要な課題、ビジョン及び事業戦略等	62
2. 組織体制及びガバナンスの状況	64
(1) 環境配慮経営の組織体制等	64
(2) 環境リスクマネジメント体制	67
(3) 環境に関する規制等の遵守状況	68
3. ステークホルダーへの対応の状況	70
(1) ステークホルダーへの対応	70
(2) 環境に関する社会貢献活動等	71
4. バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況	72 5) リスクに着目した情報開示
(1) バリューチェーンにおける環境配慮の取組方針、戦略等	72
(2) グリーン購入・調達	75
(3) 環境負荷低減に資する製品・サービス等	76
(4) 環境関連の新技術・研究開発	78
(5) 環境に配慮した輸送	79
(6) 環境に配慮した資源・不動産開発／投資等	81
(7) 環境に配慮した廃棄物処理／リサイクル	83

(次頁へ続く)

環境報告ガイドライン(2012年版)目次	論点素案
----------------------	------

(前頁より続く)

第6章 「事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組に関する状況」を表す情報・指標	84	10) 気候変動に関する長期ビジョン
1. 資源・エネルギーの投入状況	86	11) 環境会計 ●
(1) 総エネルギー投入量及びその低減対策	86	
(2) 総物質投入量及びその低減対策	88	
(3) 水資源投入量及びその低減対策	91	
2. 資源等の循環的利用の状況(事業エリア内)	92	
3. 生産物・環境負荷の産出・排出等の状況	93	
(1) 総製品生産量又は総商品販売量等	93	
(2) 温室効果ガスの排出量及びその低減対策	94	
(3) 総排水量及びその低減対策	96	
(4) 大気汚染、生活環境に係る負荷量及びその低減対策	98	
(5) 化学物質の排出量、移動量及びその低減対策	100	
(6) 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策	103	
(7) 有害物質等の漏出量及びその防止対策	106	
4. 生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況	108	↓
第7章 「環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況」を表す情報・指標	111	3) ESG報告全体の枠組み
1. 環境配慮経営の経済的側面に関する状況	112	11) 環境会計
(1) 事業者における経済的側面の状況	112	
(2) 社会における経済的側面の状況	114	
2. 環境配慮経営の社会的側面に関する状況	118	
第8章 その他の記載事項等	121	
1. 後発事象等	121	
(1) 後発事象	121	
(2) 臨時的事象	121	
2. 環境情報の第三者審査等	122	9) 環境情報の信頼性
「環境報告書の記載事項等に関する告示」と本ガイドラインとの比較	123	
本ガイドラインと「環境報告ガイドライン(2007年版)」との比較	125	
【参考資料】	127	
1.【検討委員名簿】	128	
2.【用語解説】	129	
3.【記載事項一覧表】	133	
4.【環境効率指標例】	138	
5.【指標の一般的な計算例】	141	
6.【個別の環境課題に関連する財務影響等(例示)】	149	
7.【社会的側面の状況に関する情報・指標(詳細)】	152	
8.【環境配慮経営の評価チェックシート(例示)】	156	

以上